

行政視察報告書

この度、北海道江別市、帯広市を視察した結果について、別紙のとおりご報告いたします。

資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

平成23年7月20日

総務文教常任委員会

委員長	佐々木喜一
委員	土田百合子
委員	菅原 惠悦
委員	高橋 勝義
委員	塩田 勉
委員	木村 清貴

横手市議会議長 塩田 勉 様

【 報 告 書 】

7月5日（火）

江別市

《プロフィール》 人口12万1千人、5万3千世帯。この内およそ40パーセントにあたる約5万人が札幌市内の企業等へ従事。（→札幌市のベッドタウン。人口は右肩上がり。）

「危機管理の強化・充実について」

- ・ 夕張川及び千歳川の総延長126キロ。
- ・ 高傾斜地8カ所中、住居があるのは2カ所。
- ・ 昭和56年の水害以来約30年間災害が発生していない。山がなく海にも面していないため土砂災害等もなく災害には有利。→そのため危機管理に対する市民の意識が希薄
- ・ 自然災害だけでなく武力攻撃にも備え、新型インフルエンザも危機管理の対象としている。
- ・ 震度4以上の地震も過去にたった3度。→担当者曰く、市民は平和ボケしているのではないかとのこと。
- ・ 災害時に情報を得られなかったことが原因で亡くなっているケースが見受けられることから、情報伝達体制の整備へ。
- ・ 江別市に同報系の防災無線はない。気密性の高い住宅が多い北海道では冬季間の有効性に疑問が生じるため。→しかし、各家屋への受信機の設置は財政上難しい。
- ・ どうすれば効率的な連絡体制を取れるのか。→NHKに目を付けた。→しかし、停電時にはテレビがうつらない：短所
- ・ コストをかけず運用するやり方はないか。→市ホームページに防災をリンク。SNS [Social Networking Service]→携帯電話を使うことができる人に限定されてしまう：短所
- ・ NTTドコモエリアメール：市民だけでなく市内にいる人全員へ強制的に災害関連メールを送信するもの。→auやソフトバンクは対応不可：短所
- ・ 電話→災害発生時には混線してつながりにくい：短所

結論：システムをたくさん用意することでそれぞれの弱点を補い合うことができる。

検討課題：災害発生時、市町村は北海道に対し報告しなければならない義務がある。

→この過程から情報を得て災害発生や非難指示について市民に情報を伝えることができないか。

- Q 節電の影響はないのか。
- A 道内の原子力発電が停まれば影響はある。北海道の場合は夏場よりもむしろ冬場のほうが危機管理上は課題。水害よりも冬場の停電のほうが怖い。
- Q 災害協定は交わしているのか。
- A 北海道を經由しての協定はあるが、個別に他の自治体とは協定を交わしていない。民間企業 16 社とは協定あり。運輸関連、生活関連、トイレリース、フランチャイズ、建設業社やイオンなど。
- Q 水道への備えはどうか。
- A 24 時間はもつが、それ以上は断水になる。
- Q 災害がほとんど発生していないまちで危機管理を市民にどう訴えていくのか。
- A 毎年、各町内会等に避難訓練を行うよう呼び掛けている。それにもかかわらず、訓練を行っていない町内会も実際はあるというのが現状だ。
- Q 洪水に対する家屋の建築規制はあるのか。
- A 特に規制はない。

「自治基本条例について」

- ・ 若手の市民感覚と意欲、職員の研修や啓発の意味合いを兼ねての策定。
 - ・ 「市民自らの手で作る」ということを強く意識。→市民懇話会を 37 回も開催。
- 特徴・制定までの過程そのものが特色。市民の理解や、いかにして実行してもらうかということを通じても明確化したことも特色。委員 23 名には、市内 4 大学のうちの 3 大学からの学生が含まれている。新人採用職員の研修プログラムに自治基本条例を組み込んでいる。
- 課題・パブリックコメントをもらうなどして具体的な仕組みを整備すべき。今後も関連条例の整備が必要。市民の関心が低く、中々広まらない。→4 年を越えない期間に検討を加えること。

- Q 説明会のときの市民の反応は。
- A 「市側からの押し付けでないか」「何が変わるのか」というような反応だった。市民に理解してもらうのは易しいことではない。
- Q 議会基本条例については策定の計画があるのか。
- A 議員の検討会が動き出したばかりだ。
- Q 行政側は何でもルール化したがる傾向があるが、市民はまったく反応してくれない。どう説明したのか。

- A 理念条例であり概念の部分が多いため具体を示さないといけない。具体でないものを具体的に説明する難しさはあるが、既に今行っていることをもっと積極的にやってもらえるようルール化したものだという説明をしている。公募しても人は集まらないが、そういう意志のある市民を登録する方法もある。若手の意見を積極的に取り入れつつ、様々な階層からの意見も集約している。市民の思いありきであって、市民との間に温度差があってはいけないので、行政による誘導ではなくあくまでも市民参加のかたちにこだわる。市民の参加条例、協働条例も実現していきたい。

7月6日（水）

帯広市

《プロフィール》 人口 17 万人、8 万 2 千世帯。食料自給率は 110 パーセント。（→「フードバレーとかち」構想。）日照時間は日本一。（→北海道が呼びかけたメガソーラー発電[太陽光発電]に挙手。）環境モデル都市として政府が認定。

「まちづくり基本条例について」

- ・ 昭和 50 年代から市民参加の取り組みはあった。ひとつの取り組みだけでは目立った成果は期待できないので地道に取り組みを重ねていくしかないと考える。
- ・ 制度の体系化、条例への位置づけ、まちづくりを進める上での市民と行政の役割。
- ・ 住民との約束を条文化することでわかり易い基本条例に。

経緯・市長の強い意向からスタート。平成 16 年に庁内職員で研究会を立ち上げ。平成 17 年には、市民（市民目線で）と職員（市としてどう回答するのか）の両輪による検討委員会をつくった。ワークショップ、講演会、アンケート、パブリックコメント。平成 19 年に条例施行。足掛け 4 年。

特徴・基本条例がシンプルなこと。議会に関する記述がない。（→議会基本条例中にあるので不要との判断。）策定過程そのものが市民協働になる。住民投票についても規定。（→これまで実施したことはない。）見直し規定あり。（→5 年を越えない期間で見直しを。）パブリックコメント制度についても規定。

検討課題・市民参加の仕組みづくり。

- Q 議会に関する記述を含めなかった理由は。
- A 議会に関することを盛り込むか議論はあったが、二元代表制の中で、まずは行政と市民との関係を第一に検討したいと考えた。
- Q 市民の反応は。

- A 市民の参加状況から判断すると、ある程度は認識してもらえているのかなと思って
いる。条例を知っているかということではなく、まちづくりにいかに参加してもら
うのかという意味で、どのようにして広く市民に浸透させていくのかというのが検
討課題だ。
- Q チェック機能についてはどうか。
- A チェックの仕組みはないので今後研究していかなければならない。それぞれの取り
組みをどう深めていくのか、どう次につなげていくのか、行政に市民の視点をどう
取り込んでいくのか、理解を深めていく取り組みが求められていると考えている。